

平成25年11月6日

参議院法務委員会  
委員長 荒木 清寛 様

公益社団法人 日本精神神経学会 理事長 武田 雅俊  
一般社団法人 日本てんかん学会 理事長 大澤真木子  
日本うつ病学会 理事長 神庭 重信  
日本認知症学会 理事長 森 啓  
特定非営利活動法人 日本不整脈学会 会 頭 奥村 謙  
一般社団法人 日本睡眠学会 理事長 伊藤 洋  
一般社団法人 日本神経学会 代表理事 水澤 英洋  
一般社団法人 日本脳卒中学会 理事長 小川 彰

## 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に関する 再要望

平成25年11月5日、衆議院本会議にて「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が可決されました。

同法案は危険運転致死傷罪の対象として一定の病気<sup>注1</sup>を取り上げる予定とされています（第三条第二項）。しかし、これらの病気による事故率が他の要因と比較して高いという医学的根拠はなく、同条項は法の下での平等に反し、これらの病気に対する差別を助長し、病気の早期発見や適切な治療を妨げるものであり、同時に、これらの病気を有する人にいたずらに不安を与え、社会生活に重大な影響を与えることから、私たちは同条項の削除を要望しました（関連7学会による平成25年9月30日付け衆議院法務委員長あて「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に関する要望書）。

本法案は衆議院にて原案のまま可決されましたが、同条項の適用は特定の病気に対してではなく、症状に着目してなされることが本法の趣旨であるはずですが（法制審議会刑事法部会での議論、衆議院法務委員会における政府・法務大臣の答弁）。しかし、法案条文では「病気として政令で定めるものの影響により」と、適用要件を特定の病気に限定しており、特定の病気を持ちながらも症状を有しないものに対する不当な不利益や特定の病気を持つものへの差別を生ずるおそれがあります。

以上より私たちは、以下を求めます。

### 記

1. 第三条第二項の危険運転致死傷罪の対象となる「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」を、「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気の症状として政令で定めるもの」と修正すべきである。

以上

注1：統合失調症、てんかん、再発性失神、無自覚性の低血糖症、躁うつ病（法令において「躁うつ病」はうつ病と双極性障害を含む）、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害